

議案第 53 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 4 日

三 朝 町 長 松 浦 弘 幸

1 無償譲渡する財産の内容

土 地

所 在 東伯郡三朝町大字森字馬場 783 番

地 積 939 m²

地 目 雑種地

2 無償譲渡する相手方

東伯郡三朝町大字森

認可地縁団体

森区

代表者 山本 一志

3 無償譲渡する理由

本町有地は、平成 2 年度に行われた土地改良事業（圃場整備）の際、森区が公民館建設予定地として減歩により確保し、以後、管理してきた土地であるが、このたび、当該土地に森区新公民館の建設が予定されたこと、併せて、森区が地縁団体の認可を受け、土地を所有することが可能となったことから、当該土地を森区へ無償譲渡し新たな活動拠点とすることで、地域振興に寄与しようとするものである。